

第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の概要

I. 計画策定の背景

1 世界・我が国政府の動向

- 日本も含め世界の平均気温の上昇が続き、世界全体での取り組みが求められる中、京都議定書に代わる地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が発行（平成28年11月4日）
- わが国でも、政府「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの削減の新たな目標の達成に向け取組を推進。

【日本の新たな削減目標】

2030(H42)年度に2013(H25)年度比26%削減

※長期目標:2050(H62)年度に2013(H25)年度比80%削減

II. 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

- 実効性の高い地球温暖化対策を体系化し、市民・事業者・市が一体となって総合的かつ計画的に取り組めるように、本計画を策定する。
- 本計画のうち、市域全体における温室効果ガス排出削減に向けた部分を「区域施策編」、市の事務事業における温室効果ガス排出削減に向けた部分を「事務事業編」としている。

2 計画の期間と基準年度

- 2018年度から2030年度の13年間とし、5年ごとに見直しを検討。
- 国の「地球温暖化対策計画」に準じて、2013年度を基準年度とする。

III. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 本市の二酸化炭素排出量の推移

- 2013(H25)年度の本市の二酸化炭素排出量は981.4千t-CO₂であり、近年は同程度の排出量で推移しているものの、1990年度と比較すると、約20%増加。

2 温室効果ガスの削減目標の設定

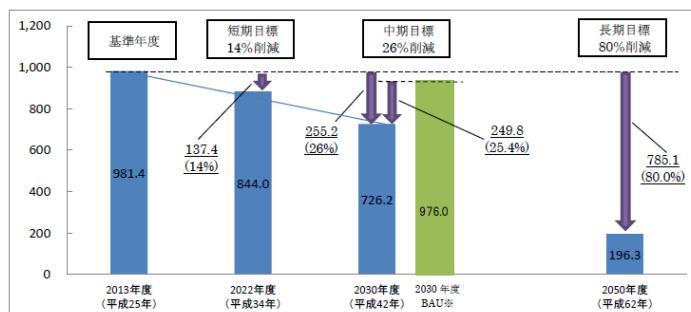
(1) 区域施策編

【目標】[基準年度:2013(H25)年度]

≪短期目標≫ 2022(H34)年度に基準年度比14%削減

≪中期目標≫ 2030(H42)年度に基準年度比26%削減

≪長期目標≫ 2050(H62)年度に基準年度比80%削減



(2) 事務事業編

【目標】[基準年度:2013(H25)年度]

≪短期目標≫ 2022(H34)年度に基準年度比12%削減

≪目標≫ 2030(H42)年度に基準年度比40%削減

IV. 気候変動の影響への適応策の推進

1 気候変動の影響への適応策

- 気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、被害を回避・軽減する「適応」を推進する。



2 本市における取組

① 自然災害・沿岸域分野

- ・短時間での強雨や局地的豪雨の増加する恐れ
- ・浸水や河川の氾濫リスクが高まる恐れ

- ・ハザードマップの公表、見直し
- ・ハザードマップを活用し、避難行動の理解促進

② 健康分野

- ・熱中症に罹患するリスクや死亡リスクの増加する恐れ
- ・感染症媒介動物の生息状況等の変化により感染症の感染リスクが増加する恐れ

- ・熱中症に対する注意喚起としてポスター等の配布／広報による普及啓発
- ・感染症対策として市民への注意喚起や予防・対処法の普及啓発の実施

V. 二酸化炭素削減に向けた取組（緩和策）

1 区域施策編

○各主体の役割

市	(1) 市民や事業者が地球温暖化防止の取組を進めるために必要な環境づくりを行うとともに、意識啓発や情報提供を通じて、地球温暖化対策を積極的に推進する。 (2) 本市の自然的社会的特性を踏まえ、地域特性を生かした最も効果的な取組を、国や山形県、市民及び事業者と連携・協働して進める。 (3) 地域の一事業者としての立場から、率先して環境負荷の低減に努める。
事業者	(1) 事業活動に係るすべての過程を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図りましょう。 (2) 事業活動における省資源・省エネルギーの実践を図るとともに、従業員への環境教育を行いましょう。 (3) 多様な主体が行う地球温暖化防止活動と協働し、事業者の社会的役割を果たしましょう。
市民	(1) 日常生活における省資源・省エネルギー行動を実践し、環境負荷の低減に努めましょう。 (2) 地球温暖化問題への理解を更に深め、多様な主体が行う地球温暖化防止活動へ積極的に参画しましょう。

○各主体の具体的な取組

省エネルギー化の促進／再生可能エネルギーの導入／自動車の利用や運転の見直し／緑の活用を進める／ごみ発生と排出の抑制／意識啓発への取組

2 事務事業編

○対象とする範囲：市が行う全ての事務・事業

取組①. 市有施設における効率的・効果的なエネルギー利用の推進	取組②. 職員による環境配慮行動の推進
(1) 市有施設における省エネ機器等の導入による温室効果ガスの排出量削減 (2) 公用車使用に伴う燃料使用量の低減による削減 (3) 施設敷地の緑化の推進 (4) 再生可能エネルギー導入による温室効果ガスの排出量削減	(1) 電気, 燃料(庁舎・車両), 水道使用量の抑制 (2) 用紙類の使用量の抑制 (3) 環境負荷の低減に配慮した物品等の優先的調達 (4) ごみ排出量の抑制, リサイクル等の徹底 (5) 職員の環境意識の向上

VI. 計画の推進体制

1 区域施策編

○市民・事業者・市が互いに連携し、協働のもと効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行っていく。

2 事務事業編

○ 計画を全庁的に取り組むため、計画の推進及び進行管理においては計画的に推進する。